

「警察庁環境配慮の方針」に基づく令和6年度における取組状況の点検結果

令和8年7月29日

1 はじめに

警察庁は、平成16年7月12日に「警察庁環境配慮の方針」を策定し、同方針に基づき、日常業務における環境に配慮した取組を推進するとともに、交通管理や環境事犯の取締りによる環境施策の推進に努めてきたところである。

この度、警察庁環境配慮の方針推進委員会において、令和6年度の同方針に基づく取組状況の点検を行ったことから、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）に基づき、点検結果を公表するものである。

2 全般的評価

日常業務における環境に配慮した取組を行った結果、前年度と比較して温室効果ガス排出量が大幅に削減されたほか、関係各課において環境施策を推進し、同方針に基づいた取組が適切に推進されたものと評価できる。

3 取組状況

(1) 日常業務における環境に配慮した取組の推進

ア 物品等の購入や使用に当たっての取組

（令和6年度の評価）

物品等の購入については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、当該方針に基づいて環境に配慮した物品等の調達の推進に努め、また、物品の使用については、電子メール、庁内LAN掲示板等を積極的に活用してペーパーレス化を推進し、用紙使用量の削減に努めるなど、環境に配慮した取組を推進した。

公用車の利用については、共同利用の徹底により公用車利用の効率化を図っているほか、環境に配慮し、エコドライブを励行した。

【公用車の燃料使用量：13,408GJ】

（令和5年度比 11.5%減）

【公用車に占める電動車の割合：27.9%】

（令和5年度比 0.7pt減）

※ 代替可能な電動車がない場合を除く導入割合：39.3%

（今後の取組）

グリーン調達については、これまでの取組を引き続き推進するとともに、公用車についても、新規導入や更新時における計画的な電動車への切替えを推進する。

また、その他各種取組についても、職員に対する周知徹底に努め、職員

一人一人の意識をより一層高めるとともに、環境への負荷をできる限り低減するため、引き続き、各種施策を計画的に推進する。

イ 庁舎の整備・管理等における取組

(令和6年度の評価)

庁舎の整備・管理等については、蛍光灯の間引き、冷暖房の適正な温度管理、昼休み中や不要な箇所の消灯、ＯＡ機器類の節電等を徹底したほか、超過勤務の縮減や有給休暇の計画的取得を推進するなどによりエネルギー等の使用量の抑制を図った。

また、排出係数の低い再生可能エネルギー電力の調達を推進したほか、更新時におけるＬＥＤ照明の計画的な導入等により、例年、温室効果ガス排出量の約7割を占めていた電気使用に係る排出量を大きく削減した。

【温室効果ガス排出量：15,730tCO₂】

(令和5年度比 6.1%減)

【事務所の単位面積当たりの電気使用量：97.8kWh/㎡】

(令和5年度比 6.2%増)

【エネルギー供給設備等における燃料使用量：139,338GJ】

(令和5年度比 5.3%減)

【設置可能な建築物・敷地における太陽光発電の設置割合：37.5%】

(令和5年度比 増減なし)

【ＬＥＤ照明の導入割合：69.3%】

(令和5年度比 3.5pt増)

※ ＬＥＤ化が困難な理由がある場合を除く導入割合：69.7%

【調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合：47.3%】

(令和5年度比 12.1pt増)

(今後の取組)

環境への負荷をできる限り低減するため、各使用量の一層の削減に向けた取組を推進するとともに、ＬＥＤ照明の導入割合や調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合の向上に向けた取組を推進する。また、執務室の温度管理、昼休み中の消灯、ＯＡ機器類の節電等の取組について、引き続き、職員一人一人の意識・理解の向上を図る。

(2) 環境施策の推進

ア 交通管理による環境対策の推進

令和6年度末までに、信号灯器のうち、約180万灯をＬＥＤ化するなどした。

イ 環境事犯の取締りの推進

令和6年中は、5,443事件の環境事犯を検挙した。